

無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の計算に関する明細書

無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の計算に関する明細書				対 会 計 年 度	・ ・	法人名		
構成会社等又は共同支配会社等の名称	1	会 社 等 の 区 分		2	構成会社等 ・ 共同支配会社等	恒久的施設等の該当・非該当	3	該当 ・ 非該当
無国籍構成会社等実効税率又は無国籍共同支配会社等実効税率が15%を下回り、かつ、個別計算所得金額がある場合								
当 期 国 際 最 低 課 税 額	4				(7)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	9		
(4)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	5				(7)－(9) (マイナスの場合は0)	10		
(4)－(5) (マイナスの場合は0)	6				(10)の計	11		
対象会計年度別再計算課税額	7				別表二十付表四「8」の計	12		
(7)に係る対象会計年度	8	・ ・	・ ・	・ ・	会 社 等 別 国 際 最 低 課 税 額 (6)＋(11)＋(12)	13		
無国籍構成会社等実効税率又は無国籍共同支配会社等実効税率が15%以上であり、かつ、個別計算所得金額がある場合								
対象会計年度別再計算課税額	14				(17)の計	18		
(14)に係る対象会計年度	15	・ ・	・ ・	・ ・	別表二十付表四「8」の計	19		
(14)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	16				会 社 等 別 国 際 最 低 課 税 額 (18)＋(19)	20		
(14)－(16) (マイナスの場合は0)	17							
個 別 計 算 所 得 金 額 が な い 場 合								
対象会計年度別再計算課税額	21				別表二十付表四「8」の計	26		
(21)に係る対象会計年度	22	・ ・	・ ・	・ ・	永久差異調整に係る国際最低課税額	27		
(21)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	23				(27)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	28		
(21)－(23) (マイナスの場合は0)	24				(27)－(28) (マイナスの場合は0)	29		
(24)の計	25				会 社 等 別 国 際 最 低 課 税 額 (25)＋(26)＋(29)	30		

別表二十付表三

令六・四・一以後開始対象会計年度分